

該当の方はお申し出ください

過去に生活保護を受けていた方へ



過去に生活保護を受けていた方は、最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付を受けることができる可能性があります。

当該追加給付を受けるには、過去に生活保護を受けていた自治体(福祉事務所)への申出書の提出(手続き)が必要となります。

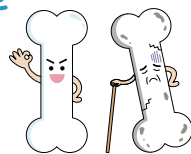
●**対象者** 平成25年8月～令和8年3月に生活保護を受給していた方で、現在は生活保護を受給していない方

●**受付期限** 令和9年7月31日(金)
追加給付の内容に関するお問い合わせや、申出書の提出先が不明な方につきましては「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター」(0120-179-445)にお問い合わせください。

☎ 香取健康福祉センター ☎52-9161
健康福祉課 福祉係 ☎79-0910

骨粗しょう症検診のお知らせ

女性の骨粗しょう症検診を実施します



対象 ①18歳～60歳(S41年4月2日～H21年4月1日生)
②65歳(S36年4月2日～S37年4月1日生)
③70歳(S31年4月2日～S32年4月1日生)
※令和6、7年に受診し、「異常なし」または「要精密検査」の方は除く。

方法 骨塩定量検査(超音波法による検査)

日時 12月1日(火)

受付時間 ①13:10～13:20(定員30名)
②13:40～13:50(定員70名)

場所 保健福祉総合センター

費用 無料

申込期間 10月5日(月)～16日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日除く)

申込方法 ①電話 ②保健福祉総合センター窓口
③申し込みフォーム

※申し込み後、後日通知文と問診票を送付します。

☎ 健康福祉課 保健衛生係 ☎79-0911



香取警察署からお知らせ

警察庁推奨詐欺対策アプリを活用しよう

千葉県の前年1年間の電話de詐欺被害金額(約73億円)は過去最大で、本年も被害金額及び件数は昨年並みとなっており、多くの被害が発生しています。

また、投資・ロマンス詐欺での被害金額も昨年より圧倒的に増えています。

「必ず儲かる。今お金を入れないと儲からない。」等の電話がかかってきて、信用してしまうと、詐欺被害に遭ってしまいます。

知らない番号から電話がかかってこないようにブロックして、詐欺から自らを守りましょう!



※ぜひアプリの登録をお願いします。ご不明な点等は香取警察署へお問い合わせください。



☎ 香取警察署生活安全課 ☎54-0110

町内の通所介護事業所や介護保険施設の

見学ツアーを開催します!

令和8年度家族介護教室を開催します。今回は、町内にある通所介護事業所や介護保険施設をバスで回り、各事業所の雰囲気や特色をご確認ください。

日時 ①11月18日(水) } 各日9:30～14:30
②11月25日(水) }

集合場所 9:30保健福祉総合センターまたは9:45町役場
参加費 無料(ただし、昼食代1,200円程度は自己負担になります)

見学施設 町内通所介護事業所3か所(特別養護老人ホーム竜神苑・住宅型有料老人ホーム神代の森・お泊りデイ遊YOUアクティブ)

募集人数 各回15人程度(申込順)

申込期間 10月13日(火)～30日(金)

申込方法 地域包括支援センターへ電話または窓口にて申し込み

※①②同一内容のため、どちらか1日お選びください。

申込者が5人以下の場合には中止となります。

☎ 健康福祉課 地域包括支援センター ☎80-3155

佐原税務署からのお知らせ

給与支払者向け年末調整等説明会を開催します

令和8年度税制改正により、基礎控除等の引き上げ、給与所得控除の最低保障額の引き上げ及び扶養親族等の所得要件の改正等が行われました。

それに伴い給与支払者向け年末調整等説明会を佐原法人会と共催で開催します(参加は無料です)。

日時 11月6日(金) 13:00～
会場 みんなの賑わい交流拠点コンパス 小野川ホール(香取市佐原イ134-3)

申込方法 佐原税務署法人課税部門(☎54-1331)へ電話にて申し込み

※自動音声流れますので、案内に従って「2」番(税務署)を選択してください。

※受付時間 8:30～17:00(土・日曜日・祝日を除く)
事前予約制のため、参加をご希望の方は、お電話で申し込みをお願いします。

佐原法人会の会員の方は、佐原法人会へ申し込みください。(10月30日(金)まで)



▲基礎控除の引き上げ等に関する特設サイトはこちら

☎ 佐原税務署 法人課税部門 ☎54-1331



うっかり失効にご注意!

電子証明書の更新をお忘れなく

●今年から来年にかけ、更新の時期が一齐に到来!あなたのカードも、もうすぐ更新の時期です。

現在、東庄町のマイナンバーカード保有率は83.2%(令和8年8月末現在)。多くの町民の方が電子証明書の更新の対象となります。

来年にかけて更新が集中しますので、通知が届いたら、すぐにご対応ください。

●なぜ、更新が必要なの?

令和4～5年度は、マイナンバーカードの普及が急速に進んだ時期です。

町でも約6,000人の方にカードを交付しました。

5年が経つと*、カードの中の「電子証明書」という機能の有効期限が切れます。

そのため、今年秋ごろ～令和9年末にかけて、更新が必要な方の手続きが集中します。
(*カードを申請したあと、5回目の誕生日のことをいいます)

●更新を忘れたときの影響

使えなくなるもの	具体的な影響
保険証としての利用	医療機関で保険の資格が確認できない
コンビニでの証明書	住民票・印鑑証明などが取得できない
オンライン行政手続き	マイナポータル上での転出届手続きや自分の情報の確認ができない

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。個人情報に配慮して対応します。

今後も、カード手続きなどについてご紹介します。



うっかり失効にご注意!!



更新時期に届きます

?電子証明書とは?

マイナンバーカードの内部データで「保険証」や「行政手続き」で安全に使い、なりすましを防ぐためのネット上の身分証明書です。

マイナンバーカードの手続き窓口

今後の休日臨時窓口の予定

10月4日(日)、11月8日(日)、12月6日(日)
9:00～12:00

※休日窓口は原則、予約のある方の手続きを行います。実施日前の金曜日までにご予約をお願いします。

【予約・問い合わせ】町民課 町民係
(マイナンバーカード専門窓口) ☎86-4081
(電話受付 平日8:30～17:15)

